収入印紙

業務委託契約書

1　委託業務の名称

塩尻市浄化センター包括的維持管理業務委託

2　履行場所

塩尻市大字広丘吉田４０８番地１

3　履行期間　　令和　9年　4月　1日から

令和１２年　3月３１日まで

4　業務委託料　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）

5　契約保証金　　免除

上記の委託業務（以下「本業務」という。）について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　住所　長野県塩尻市大門七番町３番３号

氏名　塩尻市長

受注者　住所

氏名

目　次

第１章　総則 1

第１条　総則 1
第２条　用語の定義 1
第３条　対象施設 1
第４条　業務の範囲 2
第５条　総括責任者及び副総括責任者の選任 2
第６条　総括責任者及び副総括責任者の職務 2
第７条　業務関係者に関する措置請求 3
第８条　業務準備期間及び業務実施期間 3
第９条　契約の構成及び適用関係 3
第１０条　善管注意義務 3

第２章　業務準備等 4

第１１条　施設機能の確認 4
第１２条　業務履行計画書及び月間業務実施計画書等 4
第１３条　許認可の取得等 4

第３章　運転管理業務 6

第１４条　流入基準 6
第１５条　放流水質に関する要求水準を満たさない場合 6
第１６条　流入水の水量及び水質の把握 6
第１７条　流入水が流入基準を満たさない場合 7
第１８条　脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たさない場合 7
第１９条　引継事項 7

第４章　保全管理業務 8

第２０条　本件施設の保全管理 8
第２１条　修繕 8
第２２条　施設等の改善請求 8
第２３条　回復措置請求 8

第５章　水質及び汚泥等の試験、業務報告及び完了検査 10

第２４条　要求水準未達の場合の対応 10
第２５条　業務の報告 10
第２６条　完了検査 10

第６章　発注者の義務 11
第２７条　業務委託料等の支払 11
第２８条　業務委託料の変更 11
第２９条　債務負担行為に係る契約の特則 12
第３０条　契約不適合責任 12
第３１条　履行監視・評価 12
第３２条　発注者による申請等 13

第７章　損害賠償 14
第３３条　損害賠償 14
第３４条　責任範囲 14
第３５条　法令等の変更 14

第８章　契約終了 16
第３６条　業務実施期間の満了による終了 16
第３７条　発注者による契約解除 16
第３８条　談合等による契約解除 17
第３９条　違約金 18
第４０条　損害賠償の予定 18
第４１条　受注者による契約解除 19

第９章　その他 20
第４２条　契約の保証 20
第４３条　表明及び保証 20
第４４条　発注者による委託内容の変更 21
第４５条　受注者による委託内容の変更 21
第４６条　不可抗力 22
第４７条　契約の変更 22
第４８条　契約上の地位の譲渡等 22
第４９条　再委託 22
第５０条　通知 23
第５１条　秘密保持 23
第５２条　個人情報の取扱いの遵守 24
第５３条　契約締結費用の負担 24
第５４条　費用の負担 24
第５５条　業務完了後の措置 24
第５６条　準拠法及び管轄裁判所 24
第５７条　誠実協議 24

別紙１　遵守すべき関係法令等 25
別紙２　対象施設 27
別紙３　業務範囲及び内容 28
別紙４　施設機能の確認 30
別紙５　提出書類等 31
別紙６　業務履行計画書及び月間業務実施計画書 34
別紙７　要求水準を満たさない場合の対応 35
別紙８　有資格者の配置 37
別紙９　流入基準 38
別紙１０　要求水準 39
別紙１１　業務委託料等の計算方法 41
別紙１２　流入基準未達の場合の対応方法 44
別紙１３　業務引継 45
別紙１４　リスク分担 46
別紙１５　再委託を認めない業務 49
別紙１６　個人情報の取扱いに関する覚書 50

第１章　総則

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、本契約書（鑑、条文、別紙を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等（別冊の要求水準書、事業者選定基準、プロポーザル実施要領、様式集、その他関係書類、質問回答書をいう。以下同じ。）及び業務提案書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書、要求水準書等及び業務提案書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、本契約の履行に当たり、別紙１に示す関係法令等を遵守する。

３　本契約に定める請求等（催告、請求、通知、報告、承諾、指示及び解除をいう。以下同じ。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、本項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、口頭での請求等が行われた日より３日以内にこれを相手方に交付するものとする。

４　本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

６　本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによるものとする。

７　期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

８　本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。

９　本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じた事項については、発注者及び受注者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。

（用語の定義）

第２条　本契約における各用語の定義を以下に示す。

（１）要求水準とは、本契約に従い受注者が満たすべき業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。

（２）法定基準とは、水質汚濁防止法における排水基準、同法に基づく都道府県条例による上乗せ基準、下水道法に基づく放流水質基準をいう。

（３）契約基準とは、過去の実績等により発注者が独自設定した基準をいう。

（４）管理目標値とは、契約基準よりも良好な処理水質又は脱水汚泥含水率を確保するための目標水準として、受注者が定めることができる基準をいう。

２　本契約書に使用されるその他の用語は、要求水準書等の記載に従う。

（対象施設）

第３条　本業務の対象施設（以下「本件施設」という。）は、別紙２に定めるとおりとする。

（業務の範囲）

第４条　本業務の業務範囲及び内容は、別紙３に定めるとおりとする。

２　受注者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し本業務を行うことができる。

３　受注者は、本業務を円滑に遂行するために、合理的かつ適正な人員を配置しなければならない。

（総括責任者及び副総括責任者の選任）

第５条　受注者は、下水道法施行令第１５条の３に定める資格を有する技術者で、下水道法で定める公共下水道又は流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験が３年以上あり、かつ、総括責任者又は副総括責任者としての実務経験が合計２年以上ある者を総括責任者として１名選任し、専任で配置しなければならない。

２　受注者は、下水道法施行令第１５条の３に定める資格を有する技術者で、かつ下水道法で定める公共下水道又は流域下水道の終末処理場における維持管理実務経験が２年以上ある者を副総括責任者として１名以上選任し、配置しなければならない。

３　受注者は、契約締結後、速やかに発注者に総括責任者及び副総括責任者を書面にて届け出なければならない。なお、総括責任者及び副総括責任者を変更する場合も同様とする。

４　発注者は、本業務に係るすべての行為を総括責任者に対して行うものとし、また、受注者は、発注者に対して行う本業務に係るすべての行為について総括責任者を通じて行わなければならない。ただし、発注者は、総括責任者が不在又は欠けたときには、本業務に係る行為を副総括責任者に対して行うものとする。

５　総括責任者は、第８条１項にて定める業務準備期間及び第８条２項にて定める業務実施期間の変更、業務委託料の変更、請求及び受領、第７条第１項及び第２項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

６　受注者は、前二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（総括責任者及び副総括責任者の職務）

第６条　総括責任者の職務は、次のとおりとする。

（１）現場の責任者として、従業員に対する指導、監督及び業務の指示に関すること。

（２）施設の効率的かつ経済的な運転に関すること。

（３）現場研修の実施等、技能の向上に関すること。

（４）労働安全衛生に関すること。

（５）緊急時における、各施設及び設備の対応に関すること。

２　副総括責任者は、総括責任者が不在又は欠けたときにその職務を行うものとする。

（業務関係者に関する措置請求）

第７条　発注者は、総括責任者が本業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

２　総括責任者以外で、受注者が本業務を履行するために使用している従事者、第４９条に定めるところにより再委託先の企業等についても、前項を準用する。

３　受注者は、前２項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から７日以内（塩尻市の休日を定める条例（平成元年９月２５日条例第３０号）第１条に規定された休日を含む。以下同じ。）に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、発注者の職員又は本業務以外の業務の受注者が著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

５　発注者は、前項に定める請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から７日以内に受注者に通知しなければならない。

（業務準備期間及び業務実施期間）

第８条　受注者が発注者から本業務の引き継ぎを受けるための業務準備期間（以下「業務準備期間」という。）は、契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

２　受注者による本業務の業務実施期間（以下「業務実施期間」という。）は、令和９年４月１日（以下「業務開始日」という。）０時００分から令和１２年３月３１日２４時００分までとする。

３　受注者が後任者に本業務を引き継ぐための業務引継期間は、次期塩尻市浄化センター維持管理業務（仮称）の契約締結日から令和１２年３月１５日までとする。

（契約の構成及び適用関係）

第９条　本契約は、本契約書、要求水準書等及び業務提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。

２　前項の各書類の内容について齟齬又は矛盾がある場合は、本契約書、要求水準書等、業務提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、業務提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合は、その限りにおいて業務提案書が要求水準書に優先する。

３　第１項の各書類間で疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

（善管注意義務）

第１０条　受注者は、本業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

第２章　業務準備等

（施設機能の確認）

第１１条　受注者は、別紙４に定めるところにより、本件施設を対象とする施設機能の確認を行わなければならない。

２　当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、双方協議のうえ、発注者は速やかに必要な処置を講じなければならない。なお、受注者の損害が認められる場合については、発注者は必要な費用を負担しなければならない。

（業務履行計画書及び月間業務実施計画書等）

第１２条　受注者は、本契約締結後、別紙５の各号に掲げる各種提出書類を作成し、当該各号に示す期限までに、発注者に提出しなければならない。

２　受注者は、要求水準書等及び業務提案書並びに別紙６に定めるところに従い、業務履行計画書及び月間業務実施計画書を作成して、発注者に提出し、確認を受けるものとする。業務履行計画書には、業務提案書の記載内容についても盛り込むものとする。

３　受注者は、発注者の確認を受けた業務履行計画書及び月間業務実施計画書に基づき本業務を実施するものとする。

４　発注者は、提出された業務履行計画書及び月間業務実施計画書について、遅滞なく確認しなければならない。

５　受注者が提出した業務履行計画書及び月間業務実施計画書の変更を希望する場合、受注者は、変更希望日の７日前までに変更理由及び変更内容を発注者に書面で提出するものとする。

６　業務履行計画書が、本業務の主旨を踏まえていなかった場合、発注者は受注者に対し改善を要求することができるものとする。受注者は、当該改善を行った業務履行計画書を、当該履行計画書の対象年度の初日までに、発注者に提出して確認を受けなければならない。

７　月間業務実施計画書の内容と業務履行計画書で示した計画等との整合が確認できなかった場合、発注者は受注者に対し改善を要求することができるものとする。受注者は当該改善を行った月間業務実施計画書を、月間業務実施計画書の対象月の前月末日までに発注者に提出し、確認を受けなければならない。

８　発注者は、月間業務実施計画書に基づき本業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受注者に説明を求めることができる。発注者は、受注者の説明を受けたうえで、なお月間業務実施計画書に基づき本業務が行われていないと認めた場合、受注者に改善（業務履行計画及び月間業務実施計画書の見直しを含む。）を指示することができる。

９　発注者は、業務履行計画書及び月間業務実施計画書に記載された業務提案書の記載内容について、受注者が実施していない又は要求水準を達成できていないこと（以下、総称して「要求水準未達」という。）が確認された場合、別紙７に定める手続きにより、受注者に対し業務委託料の減額等を請求することができる。

（許認可の取得等）

第１３条　受注者は、別紙８に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

２　受注者は、法的規制を受ける業務については、関係法令等に基づき、本業務の実施に必要な有資格者において作業を行わせるものとする。

３　受注者は、前二項のほか、本業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

第３章　運転管理業務

（流入基準）

第１４条　発注者は、流入水の水量及び水質が、別紙９の流入基準を満たすよう、下水道管理者として努めるものとする。

２　発注者は、その故意又は過失によって流入基準に反する水量及び水質の流入水を流入させたことにより受注者に損害を生じたさせた場合、受注者に対しその損害（本契約に基づき追加費用として支払われた費用相当分を除く。）を賠償する責任を負うものとする。

（放流水質に関する要求水準を満たさない場合）

第１５条　受注者は、塩尻市浄化センターにおける放流水を別紙１０に示す放流水質に関する要求水準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第１７条第２項又は第１７条第４項において、受注者の責任が問われない場合はこの限りではない。

２　受注者は、放流水質が要求水準を満たしていないこと（以下「放流水質の要求水準未達」という。）が判明した場合、直ちに発注者へ報告するものとする。また、放流水質に関する法定基準（以下「放流水質法定基準」という。）が達成されなかったときは応急処置をとる。場合によっては、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１４条の２による措置をとる。

３　前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質の要求水準未達を確認した場合、別紙７に規定される対応手順に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示したうえで、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから２４時間以内に改善計画書を発注者に提出しなければならない。受注者は発注者に確認を受けた後、改善計画書に従い本業務を行うものとする。

４　前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質法定基準が達成されなかった場合、発注者は、別紙７及び別紙１１に定められた基準に従い業務委託料の減額、第３７条による本契約の解除、第３３条による損害賠償の請求及び第３９条による違約金の請求等を行うことができる。

５　前項以外の発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質法定基準が達成されなかった場合、前二項の規定にかかわらず、発注者は、業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求等は行わないものとする。また、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質法定基準が達成されなかった場合、受注者は、受注者に生じた追加費用（受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。）を発注者に請求することができるものとする。

（流入水の水量及び水質の把握）

第１６条　受注者は、流入水の水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が第１４条第１項に定める流入基準の範囲を逸脱している場合、速やかに発注者に報告するものとする。

２　発注者は、流入水の水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受注者に通知するものとする。

（流入水が流入基準を満たさない場合）

第１７条　流入水の水質が、第１４条第１項に定める流入基準を満たしていないことが確認された場合、受注者は、別紙１２に従い放流水質に関する要求水準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。

２　前項の場合において放流水質の要求水準未達を確認した場合は、受注者は責任を負わない。また、受注者は、発注者に対し、これにより生じた追加費用を別紙１１に定められた基準に従い請求することができる。ただし、受注者が前項の対応方法に従わなかった場合又は受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

３　流入水の水量が、第１４条第１項に定める流入基準を満たしていないことが確認された場合、受注者は、別紙１２に従い運転管理を行うものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。

４　前項の場合において、放流水質法定基準が達成されなかった場合は、受注者は責任を負わず、これを理由とする業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等は行われないものとする。ただし、受注者が前項の対応方法に従わなかった場合又は受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

（脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たさない場合）

第１８条　流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、別紙１０に示す汚泥含水率に関する要求水準を満たすものとする。

２　流入基準が満たされているにもかかわらず、脱水汚泥含水率が要求水準を満たしていないこと（以下「脱水汚泥含水率の要求水準未達」という。）を確認した場合、別紙７の対応手順に基づき、発注者は、要求水準の未達の内容を明示したうえで、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は改善計画書の提出を命じられてから２４時間以内に改善計画書を発注者に提出しなければならない。受注者は発注者に確認を受けた後、改善計画書に従い本業務を行うものとする。

３　前項以外の発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により、受注者が脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たすことができない場合、受注者は、受注者に生じた追加費用（受注者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。）を発注者に請求することができるものとする。

（引継事項）

第１９条　受注者は、別紙１３に定めるところにより、発注者からの業務の引継ぎを受けなければならず、また、後任の維持管理業務受注者（以下「後任受注者」という。）への業務引継を行わなければならない。

２　発注者は、いつでも、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

３　受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨を報告するものとする。

第４章　保全管理業務

（本件施設の保全管理）

第２０条　受注者は、本件施設の保全管理業務を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず発注者が修繕・改築等を行っていないことにより、前項の義務を履行することが困難であると合理的に判断される機器及び設備等については、受注者は前項の義務を負わないものとする。

（修繕）

第２１条　本件施設において、機器及び設備等の修繕の必要が生じた場合、受注者は修繕が必要である機器及び設備等の現況及び修繕を必要とする理由を速やかに書面により発注者に対し報告するものとする。

２　発注者は、前項の報告があった場合において、受注者に、機器及び設備等の修繕を要求することができる。ただし、当該修繕は、その費用が１件当たり２００万円未満（消費税及び地方消費税の額を含む)、単年度あたりの上限額５５０万円以下（消費税及び地方消費税の額を含む）とし、その判断は受注者の見積を勘案して発注者が行うものとする。

３　受注者は、緊急の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の修繕を行うものとし、その費用の負担については発注者及び受注者との協議によるものとする。

４　受注者は、修繕計画を各年度単位で作成し、履行することを基本とする。なお、各年度内の修繕実績集計額が、第２項に規定する単年度あたりの上限額に対して過不足が生じた場合には、その費用の負担については発注者及び受注者との協議によるものとする。

（施設等の改善請求）

第２２条　受注者は、本業務を実施するうえで、発注者の責に帰すべき事由により対象施設に関わる施設、機器及び設備等に支障が生じた場合、発注者に対し改善請求を行うことができる。

２　受注者は、前項の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を発注者に対して提出しなければならない。

（１）改善が必要な理由

（２）必要な改善措置案

（３）正常な管理を行ってきた記録（証拠の添付）

３　発注者は、改善請求書の提出があった場合、受注者と協議し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（回復措置請求）

第２３条　第３１条第１項及び第２項に規定する履行監視・評価の結果、第２０条に規定された保全管理がなされていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示したうえで、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから７日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとす

る。受注者は、確認を受けた改善計画書に従い本業務を行うものとする。

2　発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む)、又は改善計画書どおりに本業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。)。

3　受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者に対し、前項による請求を受けた後１４日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。

4　発注者は、前項の書面を受領した後１４日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。

5　前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合又は１４日以内に前項の通知がなされない場合、発注者及び受注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から１４日以内に相手方に対して提出するものとする。

6　前項によっても意見が一致しない場合、発注者及び受注者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、発注者及び受注者と利害関係を有せず、かつ本業務について十分な知識を有する者の中から、発注者及び受注者が 1 名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに１名を選任する。仲裁は、３名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。

7　前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。

8　発注者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると認めた場合、本条第３項から第５項に規定された手続きがなされ、又は、本条第６項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受注者に命じることができる。ただし、本条第３項から第５項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、本条第６項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、発注者はこれによって受注者に生じた損害を賠償するものとする。

第５章　水質及び汚泥等の試験、業務報告及び完了検査

（要求水準未達の場合の対応）

第２４条　発注者は、第１５条４項に規定する場合のほか、業務実施期間の満了をもって受注者が後任受注者に対して引き継いだ本件施設の性能又は品質が別紙１０に定める要求水準を満たさない場合、受注者に対し別紙７に規定する業務委託料の減額を請求することができる。

２　発注者が第１５条４項又は前項の規定により受注者に対して減額請求する旨を通知した場合、受注者の業務委託料請求権は減額請求と対当額にて当然に減額されるものとする。発注者は、前項の規定により算定される金額が業務委託料請求権の金額を超過する場合、当該超過額の限度において、減額請求にかかる債権と、受注者が発注者に対して有する他の金銭債権（弁済期が到来しているか否かを問わない）とを対当額にて相殺することができるものとし、なお不足があるときは、受注者に対して、その不足額にかかる損害賠償を請求することができる。

３　第１項の規定により業務委託料が減額された場合は、受注者は、発注者に対して損害賠償請求をすることができない。

（業務の報告）

第２５条　受注者は、本件施設の点検の結果、水質試験の結果（第１５条第１項前段及び第１６条第１項に規定する監視を含む。）、汚泥含水率等の測定の結果、各年度の運転操作監視業務又は施設の運転に係る薬品、燃料、電力、ガス、水道、資材、消耗品等（以下「ユーティリティ」という。）の使用量について、別紙５に示す日報、月報、年報その他報告書等を作成し、発注者に提出する。

２　発注者は、日報、月報、年報その他報告書の内容について、受注者に説明を求め、また、必要な範囲で、受注者が本業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

（完了検査）

第２６条　完了検査は、次のとおり行うものとする。

（１）月間の部分完了検査は、月間業務完了届が提出された日から起算して１０日以内に受注者の立会いのもとで発注者が定めた検査員が実施するものとし、月間業務完了報告書等の内容について、照合及び確認を行うものとする。

（２）契約終了時の完了検査は、業務実施期間の最終月において受注者から業務完了報告書が提出された日から起算して１０日以内に受注者立会いのもとで発注者が定めた検査員が実施するものとし、契約業務完了報告書等の内容について、照合及び確認を行うものとする。

２　検査日及び場所については、発注者と受注託者が協議して定めるものとする。

３　受注者は、第１項１号に規定する完了検査において発注者の承認を受けた場合には、月間業務完了届を、同項第２号に規定する完了検査において発注者の承認を受けた場合は業務完了届を、それぞれ遅滞なく発注者に提出するものとする。

第６章　発注者の義務

（業務委託料等の支払）

第２７条　発注者は、前条第１項各号に定める完了検査の後、速やかに受注者にその結果を通知する。

２　受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

３　第１項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

４　受注者は、第１項（第３項で準用される場合を含む。）の完了検査結果の合格通知を受けた後、対象月の流入水量や別紙１０に示す要求水準の達成状況等をもとに、別紙１１に従い各月の業務委託料（本契約に従い受注者が発注者に請求できる費用を含む。）を算定する。算定した業務委託料の請求は、固定費に係る請求及び変動費の請求のそれぞれの額を明示した書面（以下「請求書類」という。）により行う。ただし、発注者は、第２４条第１項に該当する場合は、発注者が支払う業務委託料の額を減額することができるものとする。

５　発注者は、前項の請求書類を受理した日から３０日（以下「約定期間」という。）以内に業務委託料を支払うものとする。ただし、発注者の支払い手続き時において、受注者が契約不履行に至る可能性がある場合は、発注者は、当該事態の是正が確認されるまで業務委託料の支払いを留保することができる。

６　発注者が前条第１項の第１号又は第２号に定める期間内に完了検査を行わないときは、その期間を経過した日から完了検査を行った日までの延滞期間は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、発注者は、請求書類を根拠とする業務委託料につき延滞日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額に相当する遅滞損害金を受注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（業務委託料の変更）

第２８条　発注者又は受注者は、数量若しくは賃金又は物価に関する変動が生じた場合、業務開始後の各年度末に、翌年度について業務委託費内訳書に示される業務委託費の各構成項目に関する見直しを行い、その結果に基づき業務委託料の変更を請求することができるものとする。

２　発注者又は受注者は、前項に規定する場合のほか、予期することのできない特別の事情により、業務実施期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不適当となったときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

３　発注者又は受注者は、前二項の規定に基づく請求があった場合、変更後の業務委託料の金額及び時期を協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合は発注者が定め、受注者に通知する。

４　発注者は、前項の協議開始の日を受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければな

らない。ただし、発注者が前項の請求を行った日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

５　受注者は、創意工夫、効率的な運転管理又は適切な保全管理等によって、ユーティリティ又は修繕費の削減に努めるものとする。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第２９条　各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和　９年度　　円

令和１０年度　　円

令和１１年度　　円

２　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

（契約不適合責任）

第３０条　発注者は、引き渡された修繕部分が本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、修繕部分の修繕のやり直し又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）前号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（履行監視・評価）

第３１条　発注者は、随時、発注者の費用で、業務履行計画書及び月間業務実施計画書で定められた各業務の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認を行うものとし、また、別紙１０に記載した要求水準に対し、運転管理プロセス及び保全管理プロセスによって得られた成果の評価を行うものとする。

２　受注者は、前項の発注者の履行状況の確認及び成果の評価に協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

３　発注者又は発注者が委任した者は、前項の履行監視・評価を行うために、通常の営業時間内において、対象施設へ立ち入ること、又は適宜受注者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

（発注者による申請等）

第３２条　本業務の実施にあたり、発注者が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、受注者は、書類の作成及び手続等について、本業務に係るスケジュールに支障のない時期に実施できるよう協力する。

第７章　損害賠償

（損害賠償）

第３３条　受注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

（１）第１５条第４項に定める場合

（２）業務実施期間中に生じた運転管理上の不備、誤操作等に起因する機器等の損傷、故障等により発注者に損害が生じた場合

（３）第３６条第３項に定める場合

（４）前各号のほか、受注者の本契約の規定への違反その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合

２　発注者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、発注者は受注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

（１）第１４条第２項に定める場合

（２）設計、施工、材質及び構造上の欠陥、受注者以外の者による運転管理上の不備又は過失、天災事変、不測の事故等の事由により、受注者に損害が生じた場合

（３）前号のほか、発注者の本契約の規定への違反その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合

３　受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。

４　発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができる。

５　本契約は、第三者に対して別紙１０に示す放流水質の契約基準による放流を保証するものではない。

（責任範囲）

第３４条　発注者及び受注者の責任範囲については別紙１４に従うものとする。

（法令等の変更）

第３５条　受注者は、本契約締結日以降の法令等の変更（税制の変更を含む。）により本業務の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに発注者に対して通知しなければならない。

２　前項の場合において、発注者は受注者に対し、法令等の変更による本業務への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、発注者は法令等の変更により履行困難となった受注者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、発注者及び受注者は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を

最小限にするよう努めなければならない。

3　発注者が受注者から第１項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準書等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から６０日以内に本契約又は要求水準書等の変更について合意が成立しない場合は、発注者が法令等の変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本業務を継続する。

4　前項に基づく対応により発生する費用の負担は、以下のとおりとする。

（１）本業務に直接関係する法令等の変更（税制の変更については消費税及び地方消費税の変更に限る。）の場合には、発注者の負担とする。

（２）前号以外の法令等の変更の場合には、受注者の負担とする。ただし、前号以外の法令等の変更により、本契約の継続が困難となる場合は、別途協議するものとする。

5　法令等の変更により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合、原則として受注者は本業務の残りの部分について履行する義務を負う。ただし、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま業務実施期間が満了したときの業務委託料については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。なお、本項規定は、本業務の全履行を目的とする受注者の協力及び努力義務を免除するものではない。

6　法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。この場合には、第３７条の規定を準用する。

第８章　契約終了

（業務実施期間の満了による終了）

第３６条　本契約が業務実施期間の満了により終了した場合、受注者は、後任受注者に対し、対象施設に著しい施設機能の劣化や損傷がない状態で本業務を引き継ぎ、また、引継事項その他必要な図書を引き渡すものとする。

２　発注者は、自ら、又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、本契約終了の３０日前から１４日前までの期間内において発注者が決定した日に、施設機能の評価を行う場合がある。施設機能の評価の結果、対象施設に著しい施設機能の劣化や損傷があると発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、対象施設の機能の回復に必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。ただし、発注者は、施設機能の評価を実施した日から１４日以内に請求するものとする。

３　前項の評価後契約終了時までに、対象施設について著しい施設機能の劣化や損傷があると判明した場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、本契約終了後１４日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。

４　本条第２項による請求がなされた場合、第２３条第３項から第８項の規定を準用する。

（発注者による契約解除）

第３７条　受注者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、発注者は、受注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても着手しない場合

（２）第５条の第１項及び第２項、並びに第１３条の第１項及び第２項に掲げる者を設置しなかった場合

（３）第１５条第４項に該当する場合

（４）第２３条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、同条第３項に基づく不服申し立てによる手続きがなされている期間及び同条第６項に基づく仲裁がなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできないものとする。

（５）第４２条第１項に基づく表明及び保証が虚偽又は不正確なものであった場合

（６）前各号のほか受注者が本契約に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から１４日以内に違反が是正されなかった場合

（７）小切手又は手形の不渡があった場合

（８）受注者が第４１条の規定によらないで本契約の解除を申し出た場合

（９）本契約に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合

(10) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合、又は、第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合

（11）受注者が次のいずれかに該当する場合

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約若しくは工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ　役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

エ　役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ　再委託契約にあたり、その契約の相手方が上記アからエまでに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ　受注者が上記アからエまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（上記オに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

キ　上記アからカに該当する場合の他、塩尻市暴力団排除等条例（平成２４年３月２２日条例第７号）に違反すると認められるとき。

２　前項各号に掲げる事由の発生により、発注者により本契約が解除された場合、受注者は発注者に対し、第３９条に定める違約金を支払わなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、発注者は６か月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、業務委託料を上限とし、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額及び支払期限は、発注者と受注者とが協議して定める。

４　第３６条第１項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、発注者が施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、対象施設に著しい施設機能の劣化や損傷があると発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。

５　前項による請求がなされた場合、第２３条第３項から第８項の規定を準用するものとする。

（談合等による契約解除）

第３８条　発注者は、受注者が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条の規定による排除措置命令、第６２条第１項の規定による納付命令又は第６４条第１項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

（２）受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

（３）前２号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

（４）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号により規定する刑が確定したとき。

２　前条第４項及び第５項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（違約金）

第３９条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の１００分の１０を違約金として発注者の指定する期日までに発注者に支払うものとする。

（１）第３７条第１項及び第３８条の規定により本契約が解除されたとき。

（２）受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　次のいずれかに掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第２号に該当するときとみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に規定される再生債務者等

（損害賠償の予定）

第４０条　受注者は、第３８条第１項各号のいずれかに該当するときは、本業務の終了の前後を問わず、又は発注者が本契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の１００分の１０に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第１号から第３号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

２　第１項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（受注者による契約解除）

第４１条　受注者は、発注者が各号のいずれかに該当した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）発注者が、業務委託料の支払いを１か月以上遅延した場合

（２）受注者の責に帰さない事由により、本業務の遂行が不可能となった場合

（３）第４３条第２項の表明及び保証に違反した場合

２　前項により契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

３　第３７条の第４項及び第５項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。

４　第１項に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、本契約を解除することができない。

第９章　その他

（契約の保証）

第４２条　受注者は、発注者においてその必要がないと認める場合を除き、業務実施期間における各年度に関し、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行その他発注者が確実と認める金融機関の保証

（４）本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、各会計年度の支払予定額として設定された契約金額のうち最高額となる契約金額の１００分の１０以上（第６項において「保証対象額」という。）としなければならない。

４　受注者が第１項第３号又は第４号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第３９条第２項の各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　受注者が過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を２回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、本契約を確実に履行するものと認められるときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、受注者が本契約を履行しないときは、納付が免除された金額に相当する額を発注者が徴収する。

７　保証対象額の増減があった場合には、保証の額が変更後の保証対象額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（表明及び保証）

第４３条　受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

（１）受注者による本業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。

（２）第３７条第１項第７号及び第９号から第１１号までに規定する事由が生じていないこと。

（３）公租公課を滞納していないこと。

（４）本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。

（５）発注者から指名停止の処分を受けていないこと。

（６）本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。

２　発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

（１）発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。

（２）本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。

３　前項に規定された事項に変更が生じた場合、発注者又は受注者は、それぞれの相手方に対して速やかに通知するものとする。

（発注者による委託内容の変更）

第４４条　発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の３か月前までに変更案（業務委託料部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。

２　受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから１か月以内に、発注者に対し変更案に対応する業務委託料に関する見積り（応募の際に添付した見積内訳書及び別紙１１と同様の内容を含むものとする。）を提出するものとする。

３　発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから１か月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及びこれに対する見積りに従って変更されるものとする。

４　発注者が前項に定める見積りを承諾しない旨を受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及びこれに対する業務委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後１か月以内に成立しない場合、発注者は変更案の撤回又は本契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。ただし、前段に規定する協議の期間については両者の合意のうえ変更することができる。

５　前項の規定に基づき、発注者が本契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第３６条及び第３７条第３項ただし書を準用する。

６　発注者は、公益上やむをえない事由がある場合、第１項の期間を短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後、可能な限り速やかに第２項の見積りを提出しなければならない。

（受注者による委託内容の変更）

第４５条　受注者は、本業務の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する

日（本条において「変更日」という。）の３か月前までに変更案（業務委託料部分を含む。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聴くよう努めなければならない。

２　発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから１か月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。

３　本契約は、前項の規定により発注者が受注者に対して承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議のうえ変更できるものとする。

（不可抗力）

第４６条　暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、別紙９に示す流入基準から著しく逸脱している場合を含む。以下「不可抗力」という。）により、本業務が著しく困難となった場合又は対象施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は過失によって要した費用が増加した場合は、受注者の負担とする。

２　前項に規定する対象施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

３　対象施設の損傷により本業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。また、対象施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができるものとする。

４　前項の本業務の内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

（契約の変更）

第４７条　第４４条から第４６条に定めるほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

（契約上の地位の譲渡等）

第４８条　受注者は、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託）

第４９条　受注者は、別紙１５に掲げる業務を除く本業務の一部を協力企業又は協力企業以外の第三者に再委託することができる。なお、受注者は、事前に再委託届を発注者へ提出し、発注者の書面による承諾を得るものとする。

２　受注者は、前項に規定する場合のほか、業務提案書の提出時点で協力企業（業務提案書の提出時点では協力企業を特定する必要はない。）があることを表明している場合は、発注者が承認した業務範囲及び内容に限り、別紙１５に掲げる業務を含む本業務の一部を、当該協力企業に再委託することができる。なお、受注者は、事前に再委託届及び協力企業の承諾書を発注者へ提出し、発注者の書面による承諾を得るものとする。

３　受注者は、前二項に基づき本業務の一部を再委託した場合、再委託した業務の遂行につき一切の責任を負担する。この場合、再委託先の企業の責めに帰すべき事由は、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

４　発注者は、本業務の実施にあたり、著しく不適当であると認められる再委託先について、交代を命じることがある。この場合、受注者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

（通知）

第５０条　本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

２　発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。

３　前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

（秘密保持）

第５１条　発注者及び受注者は、次の各号に該当する場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の履行に伴い相手方から入手した相手方に関する情報（業務履行計画を含むがこれに限らない。）を、第三者に対して開示しないものとする。

（１）本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合

（２）第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

（３）契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。

（４）法令及び条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令及び条例上必要である範囲内において開示する場合

（５）発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合

（６）相手方が書面により承諾した場合

（７）本契約が第３７条又は第３８条若しくは第４１条のいずれかにより解除された場合において、解除後の後任受注者等に対して業務履行計画等を開示する場合

２　前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

（個人情報の取扱いの遵守）

第５２条　受注者は、本契約の履行に際し、個人情報の取扱いについて、別紙１６に定める個人情報の取扱いに関する覚書を発注者と締結しなければならない。

（契約締結費用の負担）

第５３条　本契約締結に関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

（費用の負担）

第５４条　業務準備期間中における本業務の履行開始のために必要な準備費用は、本契約書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

２　本業務の完了検査等に伴う必要な費用は、本契約書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

３　前二項に定めるほか、受注者が本業務を遂行するために必要な費用は、本契約書に別に定められた場合を除き受注者の負担とする。

（業務完了後の措置）

第５５条　受注者は、業務完了時において、使用を承諾された貸与品及び施設等について、自らの負担で発注者が指定する期日までに貸与時の原状（ただし、通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年変化は含まない）に回復して、発注者に返還しなければならない。受注者は、後任受注者が業務を支障なく遂行できるよう、必要な措置を取らなければならない。

２　受注者は、業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う契約不適合が発見された場合、直ちに当該修繕部分の修繕のやり直し又は代替物の引渡しによる履行の追完を行わなければならない。これにより受注者が作業を実施する場合、その作業に係る経費は、原則受注者の負担とする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第５６条　本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

２　発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

（誠実協議）

第５７条　本契約に定めのない事項について、必要が生じた場合又は本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者が誠実に協議して定めるものとする。

別紙１　遵守すべき関係法令等

本業務の実施にあたり遵守すべき関係法令等については、以下のとおりである。

１．関係法令等

（１）　下水道法（昭和３３年法律第７９号）
（２）　環境基本法（平成５年法律第９１号）
（３）　水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）
（４）　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）
（５）　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
（６）　職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）
（７）　労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）
（８）　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
（９）　下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）
（１０）中小企業退職金共済法（昭和３４法律第１６０号）
（１１）河川法（昭和３９年法律第１６７号）
（１２）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
（１３）大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）
（１４）騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）
（１５）振動規制法（昭和５１年法律第６４号）
（１６）悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）
（１７）土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）
（１８）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成１１年法律第８６号）
（１９）建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
（２０）電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）
（２１）電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）
（２２）電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）
（２３）高圧ガス保安法（昭和２６年２０４号）
（２４）ガス事業法（昭和２９年５１号）
（２５）水道法（昭和３２年法律第７７号）
（２６）消防法（昭和２３年法律第８６号）
（２７）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）
（２８）エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）（昭和５０年法律第４９号）
（２９）新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）
（３０）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）
（３１）道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）
（３２）計量法（平成４年法律第５１号）

（３３）毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）
（３４）ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１６５号）
（３５）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）
（３６）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）
（３７）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）
（３８）クレーン等安全規則（昭和４７年労働省令第３４号）
（３９）酸素欠乏症等防止規則（昭和４７年労働省令第４２号）
（４０）電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第５２号）
（４１）長野県良好な生活環境の保全に関する条例（昭和４８年３月３０日条例第１１号）
（４２）塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年 12 月 23 日条例第 29 号）
（４３）塩尻市環境基本条例(平成９年 12 月 25 日条例第 41 号）
（４４）塩尻市公共下水道条例（平成 15 年 12 月 26 日条例第 38 号）
（４５）塩尻市財務規則（昭和 55 年３月 31 日規則第９号）
（４６）塩尻市公営企業会計規程 （昭和 43 年４月１日水道事業管理規程第３号）
（４７）その他関係法令、条例及び規程等

２．要綱、要領、各種基準等

（１） 下水道施設計画・設計指針と解説（前編、後編）－２０１９年度版－
（公益社団法人日本下水道協会）
（２） 下水道維持管理指針（総論編・マネジメント編、実務編）－２０１４年版－
（公益社団法人日本下水道協会）
（３） 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和２年６月
（公益社団法人日本下水道協会）
（４） 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン 平成３０年１２月
（公益社団法人日本下水道協会）
（５） 塩尻市情報セキュリティ基本方針
（６） その他関連要綱、各種基準等

別紙２　対象施設

本業務の対象施設は、以下のとおりである。

表１　本業務の対象施設（塩尻市浄化センター）

施設名	運転開始	排除方式	処理能力 （㎥/日最大）	処理方式
塩尻市浄化センター	昭和 60 年	分流式	30,700	汚水：標準活性汚泥法※1 汚泥：重力濃縮・機械濃縮→脱水

※1　N-BOD の除去を目的として、ステップ流入型の硝化促進運転を実施している。

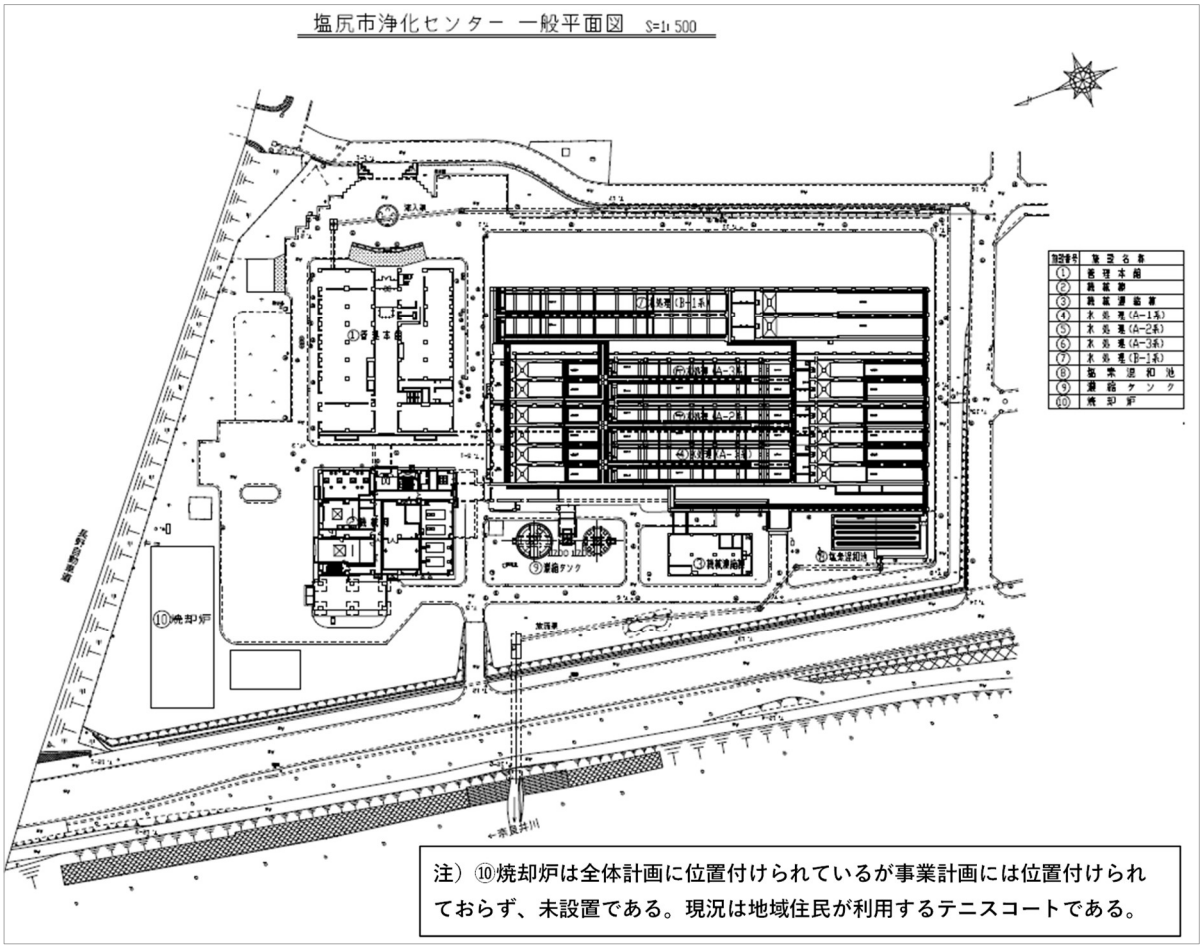


図 1　塩尻市浄化センター一般平面図

別紙３　業務範囲及び内容

本業務の範囲及び主な内容は以下のとおりとする。

１．運転管理業務

（１）運転操作監視業務

- 塩尻市浄化センターの各種機器の運転及び監視操作及びその他関連業務
- 塩尻市浄化センターの日常点検及び巡視

（２）水質管理業務

- 業務において運転管理上で要求される水質及び汚泥等の検査
- 通日試験（年４回）
- 発注者の行う法定検査その他検査業務への協力
- 試薬管理

（３）調達管理業務

- 水道、ガスの支払い事務及び使用量等の管理と電気の使用量等の管理
- 薬品類、燃料、その他の消耗品等の調達及び使用量等の管理
- 脱水ケーキ等の搬出・処分に係る補助・協力

（４）文書管理業務

- 塩尻市浄化センターの運転管理を行う上で必要となる図書等の保管
- 運転、水質管理、法定点検、保守点検、補修、修繕工事、その他の業務に関するデータの記録
- 各報告書の作成と報告（月報・年報を含む）

（５）保安管理業務

- 塩尻市浄化センターへの第三者の立入り防止等に関する施設の保安管理（ただし、浄化センター内のテニスコート利用者を除く）

２．保全管理業務

（１）法定点検業務

- 各種法令に基づく機器及び設備等の法定点検・検査等（法定点検以外の月次点検又は簡易点検を含む）

（２）保守点検業務

- 機械設備、電気及び計装設備、建築付帯設備の保守点検

（３）修繕業務

- 設備の故障、破損などの機能回復に必要な受注者が自ら行う補修
- 計画的な設備の保全に伴う部品交換などの受注者が自ら行う補修又は小規模な修繕工事

３．その他業務

（１）清掃業務

- 塩尻市浄化センター建屋内の清掃業務
- 場内排水管路及び汚泥貯留槽の清掃業務
- 飲料水受水槽の保守管理並びに清掃業務
- 塩尻市浄化センター放流口の清掃業務

（２）環境整備業務

- 塩尻市浄化センター内の草刈り
- 塩尻市浄化センター内の樹木剪定
- 樹木害虫駆除
- ツル状植物対策業務
- 環境整備の記録及び報告書作成

（３）環境計測業務

- 発注者が実施する公害測定業務の補助・協力

（４）見学者対応業務

- 発注者が実施する施設見学等の対応補助・協力

（５）安全衛生業務

- 業務従業者及び来場者への安全衛生管理

（６）災害及び緊急対応業務

- 災害及び緊急時の一次対応、連絡協議、危機対応マニュアルに基づく対応

（７）付帯業務

- 場内の除雪作業
- 業務に伴って発生する事業系一般廃棄物の適正な処理
- 発注者が行う活動の協力（日本下水道事業団への協力を含む）
- セルフモニタリング業務

別紙４　施設機能の確認

施設機能の確認については、以下のとおりとする。

１．業務着手前の機能確認

（１）受注者は、令和９年２月２８日までに、対象施設の現在有する機能を示す「施設機能確認書（業務着手前)」を作成し、発注者に提出すること。「施設機能確認書（業務着手前)」の対象とする設備及び同書の取り纏め方法等については、発注者と協議するものとする。

（２）発注者及び受注者は、双方立会いのもと、業務開始日の前日までに「施設機能確認書（業務着手前)」により機能確認を行う。

（３）受注者は、前項の機能を確認の後、その確認結果を「施設機能確認書（業務着手前)」に記載し、確認終了日を含む１４日以内に発注者に提出し、承諾を受けなければならない。

２．業務実施期間中における機能確認

（１）発注者及び受注者は、必要があると認めるときは業務実施期間中の随時、相手方に対し施設の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合において、発注者及び受注者は、双方立会いのもと、速やかに機能確認を行う。

（２）受注者は、前項の確認結果を「施設機能確認書（業務実施期間中)」に記載し、確認終了日を含む１４日以内に発注者に提出し、承諾を受けなければならない。

（３）当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、双方協議し、速やかに必要な処置を講じる。なお、その原因が受注者による場合については、受注者は自らの負担で対応しなければならない。

３．契約終了時の機能確認

（１）発注者及び受注者は、双方立ち会いのもと、令和１２年２月１５日から２月２８日までに確認書により機能確認を行う場合がある。

（２）発注者及び受注者は、契約解除により本契約が終了したときは、契約終了日を含む１４日以内に、双方立会いのもとで確認書により機能確認を行う場合がある。

（３）受注者は、（１）又は（２）の確認結果を「施設機能確認書（契約終了時)」に記載し、確認終了日を含む１４日以内に発注者に提出し、承諾を受けなければならない。

（４）受注者は、当該機能確認の結果、所定の機能が受注者の責めに帰すべき理由により確保されないときは、自らの負担で発注者に損害賠償しなければならない。

別紙５　提出書類等

提出書類等については、以下のとおりとする。

１．各種提出書類について

各種提出書類については、紙及び電子データによる提出ができるよう備えること。

任意様式による提出にあたっては、その様式・必要な項目・記載要領等について、事前に発注者の承認を得た様式を用いて提出すること。

令和９年４月１日より使用する書類等については、契約締結後、速やかに発注者に提示し、承認を得てから使用すること。データを提出する場合は、事前にウイルス等のチェックを行い、電子メール等により提出すること。

（１）契約締結後速やかに提出分

- ・契約書　（指定様式）
- ・着手届　（指定様式）
- ・総括責任者及び副総括責任者の通知　（指定様式）

※総括責任者（現場代理人）、副総括責任者（主任技術者）の配置届を兼ねる。

- ・従事者届　（任意様式）

（２）令和９年２月２８日までに提出分

- ・業務履行計画書　（任意様式）
- ・月間業務実施計画書（令和９年４月分）　（任意様式）
- ・セルフモニタリング計画書　（任意様式）
- ・施設機能確認書（業務着手前）　（任意様式）
- ・業務引継確認書　（任意様式）

（３）年度当初提出分（毎年３月１５日まで提出）

- ・業務履行計画書（翌年度分）　（任意様式）
- ・公共下水道占用（変更）許可申請書　（任意様式）

（４）毎日提出分

- ・維持管理日報（総括）　（任意様式）
 - ・水質試験日報
 - ・汚泥試験日報

（５）毎月提出分（前月２５日まで）

- ・月間業務実施計画書（翌月分）　（任意様式）

（６）毎月提出分（翌月５営業日まで、最終年度最終月は３月３１日まで）

- ・請求書　（指定様式）
- ・月間業務完了届　（任意様式）
- ・月間業務完了報告書（電子データも併せて提出すること）　（任意様式）
 - ・業務実績報告書

・運転管理月報
・保全管理月報（法定点検・保守点検・修繕管理月報）
※保守点検業務結果（点検日報）は受注者が保管し、月間業務完了報告書と一緒に提出すること。
・調達管理月報（水道・ガス等の使用料金、薬品類、燃料、その他の備消品、脱水ケーキ搬出・処分量等）
・環境整備業務月報
・塩尻市浄化センター晴天日流入記録
※当日及び前日に 0.5 ミリ以上の降雨を観測した日以外の日を晴天日とする。降雨量については、塩尻市浄化センターの雨量計又は気象庁の近傍雨量データを用いること。
・業務履行写真
・外部委託費に関する報告書
・セルフモニタリング報告書　（任意様式）
・災害及び緊急対応業務報告書　（任意様式）
・その他必要な書類　（協議による）

（７）年度終了時提出分（翌年７営業日まで、最終年度は３月３１日まで）
・年度完了業務報告書（電子データも併せて提出すること）　（任意様式）
・業務実績報告書
・運転管理年報
・運転経過一覧表（設定変更等）
・保全管理年報（法定点検・保守点検・修繕管理年報）
・調達管理月報（水道・ガス等の使用料金、薬品類、燃料、その他の備消品、脱水ケーキ搬出・処分量等）
・環境整備業務年報
・ユーティリティ年報
・塩尻市浄化センター晴天日流入記録
※当日及び前日に 0.5 ミリ以上の降雨を観測した日以外の日を晴天日とする。降雨量については、塩尻市浄化センターの雨量計又は気象庁の近傍雨量データを用いること。
・業務履行写真
・修繕計画
・その他必要な書類　（協議による）

（８）必要に応じて提出
・協力企業、再委託に係る承諾書　（任意様式）
・従事者変更届　（任意様式）
・施設機能確認書（業務実施期間中）　（任意様式）
・改善計画書　（任意様式）
・その他（写真、グラフ等）　（協議による）

（９）契約終了時提出分（令和１２年３月３１日まで）
・業務完了届　（指定様式）
・業務完了報告書　（任意様式）
・業務引継ぎ書　（任意様式）

・施設機能確認書（業務終了時）　　（任意様式）
※機能確認終了日を含む１４日以内に提出し、発注者の承諾を得ること
・その他発注者の指示する書類

２．機械、電気・計装設備保守点検について

受注者は、下水道処理施設本来の性能を発揮させるため、日頃の維持管理を十分に行うものとする。また、常に施設を良好な状態に保つため、日常点検、定期点検及び体制の整備について、点検簿を作成のうえ、発注者の了解を得て点検を実施すること。

なお、点検簿の点検項目、点検頻度については、下水道施設維持管理積算要領中の下水道施設機械・電気設備保守点検基準及び機器取扱説明書等を参考に、休止施設等運転状況を考慮し作成すること。

３．その他

保管及び整理する書類等は以下のとおりとし、業務実施期間中においては適切な管理を行うこと。また、毀損・逸失のないよう努め、発注者了解を得て必要に応じて廃棄、処分等を行うこと。

（１）完成図書　一式　　（貸与品）
（２）設備台帳　一式
（３）各種データファイル（必ずバックアップデータをとり保存すること）
（４）記録計におけるチャート紙　一式
（５）その他維持管理上作成した書類

なお、（４）、（５）については、１０年間保存する必要があることから、保管年月日を整理すること。

別紙６　業務履行計画書及び月間業務実施計画書

業務履行計画書及び月間業務実施計画書については、以下のとおりとする。

１．業務履行計画書に記載する主な事項は、以下のとおりとする。

（１）　業務実施方針
（２）　業務実施体制（組織体制、人員配置計画、業務従業者調書、有資格者配置計画及び緊急連絡体制表を含む。）
（３）　安全衛生管理体制
（４）　運転操作監視業務実施計画
（５）　水質管理業務実施計画
（６）　調達管理業務実施計画
（７）　文書管理業務実施計画
（８）　保安管理業務実施計画
（９）　法定点検業務実施計画
（１０）保守点検業務実施計画（日常点検簿、定期点検簿を含む。）
（１１）修繕業務実施計画
（１２）清掃業務
（１３）環境整備業務実施計画
（１４）災害及び緊急対応業務実施計画
（１５）セルフモニタリング業務実施計画
（１６）その他必要な事項

２．月間業務実施計画書に記載する主な事項は、前項（４）～（１６）の年間及び月間の計画とする。

別紙７　要求水準を満たさない場合の対応

要求水準未達が判明した場合又は要求水準未達のおそれが生じた場合の対応については、以下のとおりとする。

１．放流水質に関する基準について

受注者は、別紙１０に示す放流水質の要求水準未達が判明した場合又は放流水質の要求水準未達のおそれが生じた場合、以下のような手続きをとる。

第１段階：未達の確認、報告

- 受注者は、水質試験により放流水質の要求水準未達が判明した場合又は放流水質の要求水準未達のおそれが生じた場合、直ちに発注者に報告する。
- 受注者は、放流水質法定基準が達成されなかった場合、応急処置をとる。

第２段階：改善期間、改善計画書の提出

- 流入水が別紙９に示す流入基準を満たしているにもかかわらず、放流水質の要求水準未達が判明した場合、受注者は原因究明を行い、放流水質に関する要求水準を満たすための改善措置を行う。
- 放流水質の要求水準未達を確認した場合、発注者は、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。
- 第１５条第３項に基づき、受注者は、発注者より改善計画書の提出を命じられてから２４時間以内に、改善期間及び改善方法等を記載した改善計画書を作成し発注者に提出すること。
- 流入水が別紙９に示す流入基準を満たしていないことが確認された場合においても、受注者は、放流水質に関する要求水準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従うものとする。
- 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受注者が負担する。ただし、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質に関する要求水準を満たすことができない場合、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
- 受注者は、自らの負担で水質試験等により改善措置の効果を確認し、放流水質に関する要求水準を満たせるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。

第３段階：業務委託料の減額

- 流入水が原因で放流水質の要求水準を満たすことができない場合、及び、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により放流水質の要求水準を満たすことができない場合を除き、法定基準に対する未達がある場合は下記のとおり業務委託料を減額する（1 円未満切り捨て）。

 減額費＝法定基準未達日数÷契約期間(1,096 日)×契約金額のうち固定費

 ※法定基準未達日数とは、発注者が受注者の法定基準未達と判断した日から是正されたことを確認した日までの日数をいう。

２．脱水汚泥含水率に関する基準について

受注者は、別紙１０に示す脱水汚泥含水率の要求水準未達が判明した場合又は脱水汚泥含水率の要求水準未達のおそれが生じた場合、以下のような手続きをとる。

第１段階：未達の確認、報告

・ 受注者は、脱水試験により脱水汚泥含水率の要求水準未達が判明した場合、直ちに発注者に報告する。

第２段階：改善期間、改善計画書の提出

・ 脱水汚泥含水率の要求水準未達が判明した場合、受注者は原因究明を行い、脱水汚泥含水率の要求水準を満たすための改善措置を行う。
・ 脱水汚泥含水率の要求水準未達を確認した場合、発注者は受注者に対して、改善計画書の提出を命じる。
・ 第１８条第２項に基づき、受注者は発注者より改善計画書の提出を命じられてから２４時間以内に、改善期間及び改善方法等を記載した改善計画書を作成し発注者に提出すること。
・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受注者が負担する。ただし、発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由により脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たすことができない場合、受注者は上記に係る費用を発注者に請求することができる。
・ 受注者は、自らの負担で行う試験により、改善措置の効果を確認し、脱水汚泥含水率に関する要求水準を満たせるようになるまで、改善状況を発注者に報告する。

３．発注者と受注者の双方に責を帰すことができない事由は、以下を想定する。

（１）流入水質が流入基準を満たしていないことを確認した場合

（２）流入水量が流入基準を上回った場合

（３）施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合

（４）発注者が実施した工事、実験等により処理能力が低下した場合

（５）大規模停電等、電力供給の中止又は制限が長時間発生したことにより処理能力が低下した場合

（６）その他、受注者の責めに帰すことができない外的要因による場合

別紙８　有資格者の配置

有資格者の配置については、以下のとおりとする。

（１）　下水道技術者（下水道法施行令第１５条の３に定める資格を有する技術者）
（２）　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
（３）　玉掛け技能講習修了者

別紙９　流入基準

流入基準については、以下のとおりとする。

１．水量に関する流入基準

水量に関する流入基準は、表-１のとおりとする。

表-１　水量に関する流入基準

水　量※1
日最大処理水量※2が 30,700 m^3/日かつ流入水量が 1,500 m^3/時間

※１　ここに示す水量は流入流量計の計測値とする。
※２　現有能力とする。

２．水質に関する流入基準

水質に関する流入基準は、表-２のとおりとする。

表-２　水質に関する流入基準

水質項目	水準
pH	6.9 以上 8.0 以下※1
BOD (mg/L)	138 以上 307 以下※2
SS (mg/L)	166 以上 250 以下※2

※１　令和 3 年度～令和 7 年度の流入水質 pH の実績値とする。
※２　令和 3 年度～令和 7 年度の流入水質 BOD 又は SS の実績値から標準偏差を求め、90%以上の実績データが収まる範囲とする。

別紙１０　要求水準

要求水準については、以下のとおりとする。

１．放流水質に関する基準

（１）放流水質に関する要求水準は表-３のとおりとし、水処理を良好な状態に保つよう運転する。

（２）法定基準は、関係法令で規制を受ける排水基準である。水質試験の各回測定において達成すべき最低限の基準値とする。

（３）契約基準は、法定基準超過を生じさせないために、発注者が定める安全率を考慮した法定基準よりも厳しい契約上の基準値であり、水質試験の各回測定において達成すべき基準値とする。

（４）管理目標値は、契約基準よりも良好な処理水質を確保するための目標水準として受注者が定めることができる。

（５）放流水質の測定について、その計測において、発注者が立会いを求めることができる。

表-３　放流水質に関する要求水準

水質項目	法定基準 （各回測定値）	契約基準 （各回測定値）	管理目標値 （各回測定値）
pH	5.8 以上 8.6 以下	6.0 以上 8.0 以下	
BOD（mg/L）	15 以下	10 以下	
SS（mg/L）	40 以下	20 以下	
大腸菌数（CFU/mL）	800 以下	200 以下	

２．脱水汚泥含水率に関する基準

（１）脱水汚泥含水率に関する要求水準は表-４のとおりとし、汚泥処理を良好な状態に保つよう運転すること。

（２）契約基準（月平均値）は、発注者が定める契約上の基準であり、脱水試験の各回測定値の月平均において達成すべき基準値とする。

（３）管理目標値は、契約基準よりも良好な脱水汚泥含水率を確保するための目標水準として受注者が定めることができる。

（４）契約基準は、超過において契約上のペナルティを科すものではないが、受注者は、要求水準を月平均値で達成できない場合は、超過した理由及び是正措置について報告するものとする。

表-４　脱水汚泥含水率に関する要求水準

水質項目	法定基準	契約基準 （月平均値）	管理目標値 （各回測定値）
脱水汚泥の含水率（%）	－	70.0 以上 79.0 以下	

※１　脱水汚泥含水率の月平均値は、当該月の各回測定値を平均した値とし、小数点第 2 位を四捨五入した値とする。

別紙１１　業務委託料等の計算方法

業務委託料等の計算方法については、以下のとおりとする。

１．業務委託料の考え方

発注者が受注者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。

業務委託料 ＝ 固定費 ＋ 変動費

固定費　　：処理水量にかかわらず固定的に要する費用
（要求水準未達時に減額の対象となる費用：使用料が少ないもの又は負担額の変動が小さいもの）

変動費　　：処理水量に応じて変動する費用
（要求水準未達時に減額の対象から除く費用：降雨量、流入下水量、流入水質等の変動により使用量（使用料金）の増減が想定されるもの）

なお、変動費に掛かる項目は表-５のとおりとする。

表-５　変動費に掛かる項目

業務名称
① 薬品費（活性炭を除く）
② 燃料費（A 重油（非常時使用分））

業務実施期間中の各年度における固定費及び変動費の内訳については、表-６に示すとおりとする。また、業務実施期間中の月額業務委託料は、表-７に示すとおりとする。

表-６　固定費及び変動費の内訳（消費税込）

（単位：円）

年　度	固定費	変動費	合　計
令和９年度			
令和 10 年度			
令和 11 年度			
合　計			

表-７　月額業務委託料（消費税込）

（単位：円）

月	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
１０月			
１１月			
１２月			
１月			
２月			
３月			
年度計			
総　額			

表-８に示す費用は、数量若しくは賃金又は物価に関する変動要素を勘案して、実績に合わせて各年度最終月分の支払い時に精算するものとする。

表-８　精算の対象とする費用

精算対象
①　災害対応業務に係る費用 ②　賃金や物価の変動に係る費用 ※固定費及び変動費原単位のそれぞれごとに±1.5%の範囲を超えて変動があった場合に対して精算する。 ③　調達管理業務のうち薬品（活性炭を除く）及び燃料の使用量の実績に係る費用 ※年間使用量の実績が想定使用量（表９）を上回った場合に対して精算する。

なお、表-８に係る精算の方法は、次のとおりとする。

（１）人件費の見直しについては、「公共工事設計労務単価（国土交通省）」、それ以外の項目については、原則として「国内企業物価指数」を基に補正を行い、業務委託料「固定費及び変動費」を精算する。

（２）変動要素の見直し時点から実際の業務委託料が支払われる時期までに、大幅な乖離が生じた場合、発注者と受注者は協議により変動費用を見直すことができるものとする。

表-９　薬品（活性炭を除く）及び燃料の想定使用量

項目		想定使用量 （年度あたり）	単位
高分子凝集剤（汚泥脱水）		6,765	kg
次亜塩素酸ソーダ（滅菌・脱臭）		65,000	kg
汚泥脱臭剤		48,709	kg
その他水質等	高分子凝集剤（浮上濃縮）	1,568	kg
	気泡助剤	238	kg
	ろ布洗浄剤	130	kg
	滅菌用塩素剤	1,580	kg
燃料（Ａ重油）		228	Ｌ

２．流入水が別紙９に示す流入基準を満たしている場合

（流入基準を超えているが、別紙１２により発注者と受注者で対応可能と合意した場合を含む）

（１）放流水質が別紙１０に示す法定基準を満たしている場合、業務委託料の全額を支払う。

（２）放流水質が別紙１０に示す法定基準を満たしていない場合、業務委託料を減額する。

（３）減額費は、以下に従って算出する。

減額費＝法定基準未達日数÷契約期間（1,096 日）×契約金額のうち固定費

３．流入水が別紙９に示す流入基準を超えている場合

放流水質が別紙１０に示す法定基準を満たしていない場合でも、業務委託料の減額は行わない。このとき、放流水質が別紙１０に示す法定基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は発注者が負担するものとする。

別紙１２　流入基準未達の場合の対応方法

流入基準未達が判明した場合及びそのおそれがある場合、以下のとおり対応するものとする。

１．共通事項

流入基準未達が判明した場合及びそのおそれがある場合には、以下の対応をとる。

・受注者は、速やかに発注者に状況を報告するものとする。

・受注者は、発注者の指示のもと、原因の特定に協力するものとする。

・受注者は、できるだけ処理を行い、要求水準を満たす努力をするものとする。

２．雨天時侵入水による流入基準未達

雨天時侵入水の流入による流入基準未達が判明した場合及びそのおそれがある場合には、以下の対応をとる。

・受注者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、沈砂池水位等の監視を行うものとする。

３．異物の流入による流入基準未達

施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質、油、きょう雑物等、異物の流入が判明した場合及びそのおそれがある場合には、以下の対応をとる。

・受注者は、発注者の指示のもと、異物及び排出元の特定に協力するものとする。

・受注者は、異物がエアレーションタンクへ流入しないよう必要な措置をとるものとする。

４．不可抗力

上記の措置で対応できない場合は、不可抗力とする。

別紙１３　業務引継

業務引継については、以下のとおりとする。

１．発注者からの業務引継

（１）受注者は、業務準備期間に自らの責任において、発注者からの業務の引継ぎを受けるものとする。

（２）受注者は、引継ぎにおいて必要となる資料及びデータを発注者より受けとるものとする。

（３）業務引継に要する費用は、受注者の負担とする。

（４）受注者は、発注者に対して、業務事項等の説明及び技術指導を要請することができる。

（５）受注者は、業務引継完了後に業務引継確認書を発注者に提出しなければならない。

２．後任受注者への業務引継

（１）受注者は、次期塩尻市浄化センター維持管理業務（仮称）の契約締結日から令和１２年３月１５日までの期間において、本業務に係る技術指導を含むすべての事項について、発注者及び後任受注者に業務引継を行わなければならない。

（２）受注者は、業務の引継ぎに必要な資料及びデータを令和１２年１月３１日までに発注者に引き渡すこと。業務の引継ぎに必要な資料及びデータを発注者に提出し、承認を得てから引継ぎを行うこと。

（３）受注者は、令和１２年１月３１日までに業務引継書を作成しなければならない。業務引継書は、対象施設固有の運転管理手法や保守点検上の留意点等を、後任受注者が把握可能なように、以下の項目の内容を記載するものとする。

・施設及び設備の機能状況及び留意すべき特性等
・各機器の振動及び異音の状態
・常時及び非常時の計装設備調整並びに設定状況
・対象設備特有の運転操作方法、運転上特別な操作及び運用方法
・緊急事態発生時における対応方法
・その他留意事項

（４）受注者は、前項が記載された業務引継書をもって後任受注者の業務の履行に支障をきたさぬよう引継ぐとともに、技術指導を行うものとする。なお、契約終了後においても、その内容について後任受注者から説明等の申し出があった場合、受注者は誠意をもって対応しなければならない。

（５）業務引継は、受注者、発注者及び後任受注者で行い、後任受注者は業務引継完了後、令和１２年３月３１日までに業務引継確認書を発注者に提出しなければならない。

別紙１４　リスク分担

（1）共通

リスク項目			リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
			発注者	受注者		
共通	入札・契約リスク	応募手続リスク		○	応募に係る費用（提案書作成の人件費、直接経費など）は受注者が負担する。	公募型プロポーザル方式を採用する場合は対象。
		契約リスク	○	○	契約遅延の原因が受注者側にある場合は、契約の遅延により発注者に発生した追加費用を受注者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。	
		法令変更リスク	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は発注者が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を発注者が負担する。	
	制度関連リスク			○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用を民間側が負担する。	経過措置、激変緩和措置、不遡及措置が取られることが一般的であり、事業に与える影響は小さいと想定される。
		税制変更リスク	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は発注者が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を発注者が負担する。	
				○	税制変更により発生する増加費用は、受注者が負担する。	
	社会リスク	住民対応リスク	○		発注者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して受注者側に発生した増加費用を発注者が支払う。	
				○	受注者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して発注者に発生した増加費用を受注者が支払う。	
		環境保全リスク	○	○	受注者が行う業務に起因する環境問題に伴う費用は受注者が負担し、それ以外は発注者が負担する。	

リスク項目				リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
				発注者	受注者		
共通	経済リスク	資金調達リスク	事業に必要な資金の確保		○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は受注者が負担する。	
		物価変動リスク	事業期間の物価変動	○		各種業務の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、世情を踏まえた上で物価スライド条項の範囲内で変更を認める。	
		金利変動リスク	事業期間の金利変動	○		発注者の負担とするが、反映方法については、資金調達の必要性や金利変動との因果関係を確認した上で、双方の協議により決定する。	
	第三者賠償リスク		施設の瑕疵リスク	○		契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては発注者が負担する。	
			業務遂行の不備によるリスク	○	○	受注者の行う業務に起因する事故等により第三者に及ぼした被害は受注者が負担し、それ以外は発注者が負担する。	
	事業の中止や債務不履行等のリスク		事業の中止・延期・不能リスク（不可抗力を除く）	○		実施契約にない発注者の要因（事由）によるものは発注者が負担する。	
			受注者の債務不履行リスク		○	事業の中断・放棄等、また、発注者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達の場合は受注者が負担する。	
			発注者の債務不履行リスク	○		発注者による債務不履行は発注者が負担する。	直接業務に係る予算等の議決が得られず、当初業務の変更、受注者への支払いが行えない場合は、基本発注者が負担する。
	業務終了手続きリスク		業務移行期間の費用リスク		○	業務の業務移行期間に要する費用は、受注者が負担する。	
	不可抗力リスク		発注計画段階で想定しない（想定以上の）防風、豪雨、高潮などの自然災害、および騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	○		不可抗力による施設損害に関する修復費用は発注者が負担する。 不可抗力による事業の変更、中止に伴い、受注者に発生した追加費用は発注者が負担する。	不可抗力は、官民ともにコントロールすることが困難であり、発注者側が負担する。

（2）維持管理

リスク項目				リスク分担		リスク分担の具体的内容	備考
				発注者	受注者		
維持管理	運転・維持管理に係るリスク	業務内容変更のリスク	処理場施設包括的民間委託業務の変更リスク	○		発注者の責（帰責事由）による業務内容等の変更によるリスクは発注者が負担する。	
			受注者の責めにより、当初予定の維持管理費用や小規模修繕費用がオーバーする場合		○	維持管理費用や少額修繕費用の増大部分は受注者が負担とする。	
			発注者の要因による仕様変更等で、当初予定の維持管理費用や少額修繕費用がオーバーする場合	○		維持管理費用や少額修繕費用の増大部分は発注者が負担とする。	
		維持管理・修繕費用増大リスク	下水の水量変動によるリスク	○		水量変動に伴う変動費の増減については発注者が負担する。	
			下水の水質、汚泥含水率の変動リスク	○	○	想定していない流入下水の水質やこれに伴う汚泥含水率の変動による経費の増加については発注者が負担し、それ以外は受注者が負担する。	
			突発的な修繕業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	○		突発的な修繕業務に係る費用の増大部分は発注者が負担とする。	
		施設損傷リスク	下水道施設やその他施設損傷リスク	○	○	受注者の責めにより施設が損傷した場合は受注者が負担し、それ以外の場合は協議により決定する。	

別紙１５　再委託を認めない業務

（１）運転管理業務
- ・運転操作監視業務
- ・水質管理業務
- ・調達管理業務
- ・文書管理業務

（２）保全管理業務
- ・保守点検業務（法定点検及び電気設備計測機器保守点検を除く）

（３）その他業務
- ・災害及び緊急対応業務
- ・セルフモニタリング業務

別紙１６　個人情報の取扱いに関する覚書

塩尻市長　　（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、甲が乙に委託する業務に係る個人情報の取扱いに関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、甲が乙に委託する業務に関する個人情報の取扱いに関して、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法律」という。）及び塩尻市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）に従い、適切な個人情報の保護を図ることを目的とする。

（個人情報保護関係法令等の遵守）

第２条　乙は、個人情報保護の重要性を認識し、委託業務の遂行に当たっては、法律及びポリシーを遵守するものとする。

（目的外利用の禁止）

第３条　乙は、甲から委託を受けた業務に係る個人情報を当該委託を受けた業務の目的にのみ利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

（複写等の禁止）

第４条　乙は、甲から委託を受けた業務に係る個人情報を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（個人情報の授受、返還等）

第５条　甲が乙に対し個人情報を提供するときは、その授受を明確にするため、書面を取り交わすものとする。

２　乙は、甲から提供された個人情報について、当該業務が終了したとき又は甲が指示したときは、直ちに甲に当該個人情報を返還しなければならない。

３　乙は、甲から提供された個人情報を出力した媒体又は複製物がある場合は、これらを廃棄し、又は消去し、その旨を書面により甲に報告するものとする。

（安全対策措置）

第６条　乙は、当該業務を遂行するに当たり、甲から提供された個人情報を適正に管理し、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい又は不正なアクセスの危険に対して、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

（責任者の設置）

第７条　乙は、あらかじめ当該業務における責任者を指名し、甲に書面により報告するものとする。

２　前項の責任者の変更があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（守秘義務等）

第８条　乙は、当該業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。当該業務の契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

２　乙は、当該業務を遂行するに当たり、甲から委託を受けた業務に関する個人情報を閲覧し、又は取り扱うことができる者（以下「取扱者」という。）を業務の遂行上最小限に限定し、それ以外の者に閲覧させ、又は取り扱わせてはならない。

３　乙は、取扱者に対して、あらかじめ個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい又は不正なアクセスを行わないことを十分認識させなければならない。

４　乙は、甲から要求があった場合は、前項の措置を講じたことについて誓約書等を提示することにより明らかにしなければならない。

（再委託の禁止）
第９条　乙は、当該業務の全部又は一部を他に再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　前項ただし書の場合において、乙は、本覚書に定める責任を負うものとし、かつ、再委託先との間でこの覚書に準ずる覚書を締結しなければならない。

（立入検査）
第１０条　甲は、当該業務における個人情報の取扱い及び管理状況について、随時乙に報告を求めることができ、必要に応じ、乙の事業所、事務所等に立ち入り、検査することができるものとする。

（事故報告）
第１１条　乙は、甲から委託を受けた業務に係る個人情報に関し、第三者から苦情又は問い合わせを受けた場合、その他これに関連した事故が発生した場合又は発生する恐れがあるときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。
２　第三者からの苦情、又は問い合わせについて、乙は、甲の指示に従うものとし、甲の事前の承諾なしにこれに回答してはならない。

（損害賠償等）
第１２条　乙又は乙の従業員が、甲から委託を受けた業務に係る個人情報の全部又は一部を不当に開示、漏えい、提供等をした場合又は当該業務の目的外に利用、提供等した場合は、甲は、乙に対して、損害賠償及び甲が必要と認める措置を請求できるものとする。

（有効期間）
第１３条　この覚書の有効期間は、甲が乙に委託する当該業務の契約期間とする。ただし、この覚書に規定するもののほか当該業務に係る守秘義務違反があった場合は、有効期間満了後も効力を継続するものとする。

（協議）
第１４条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書２通を作成し、甲乙各１通を保有する。

年　　月　　日

甲　塩尻市大門七番町３番３号
塩尻市長　　印

乙
印